



2022年5月24日

各位

上場会社名 塩水港精糖株式会社  
代表者名 取締役会長兼社長 久野 修慈  
(コード番号 2112 東証スタンダード市場)  
問合せ先責任者 常務取締役 小田 俊一  
(TEL 03-3249-2381)

## 定款の一部変更(電子提供制度導入に伴う変更)に関するお知らせ

当社は、本日の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月29日開催予定の第89回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第13条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第13条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示の規定(現行定款第13条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示)  第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することが出来る。  < 新 設 >	< 削 除 >  (電子提供措置等) 第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p>	<p>(附 則)</p> <p><u>1. 現行定款第 13 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示) の削除および変更案第 13 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 13 条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022 年 6 月 29 日 (予定)
定款変更の効力発生日	2022 年 6 月 29 日 (予定)

以 上